

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	庭塚地区 (内出・針下駄・針下駄北・篠塚・中谷地・五十須場北・五十須場・遠原・日照沢・石方・南林・姥堂・林・小坂・西原・上志田・後志田上・横塚・後志田下・前志田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)令和6年3月15日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地バンクの利用意向が高いものの、規模縮小を考えている農家が多く、農業者の平均年齢が76歳と高齢化が進み、規模縮小を考えている農家が多く、専業の担い手の減少や労働力不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、梨畑を大規模に耕作していた法人が気候変動や鳥獣被害により撤退したり、水利組合や用水路を管理する組織の後継者不足により、水田を維持管理していくことが難しくなっていることが喫緊の課題である。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:24名

多面的機能保全組合:1組織

主な作物:水稻、野菜類、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域では個人の尊重により農業を経営していく。また、スマート農業の導入を検討していくほか、地域全体で鳥獣被害防止対策に取り組む環境を作っていく。さらに、高湯街道とフルーツライン沿いを整備し、ここらを拠点にインバウンド需要を取り込み、農業の発展を目指し、新規就農者を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	283 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	283 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--